法務事務官　池田　佳高

令和八年度土地家屋調査士試験委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする
同　山内　一
令和八年度土地家屋調査士試験委員の併任を解除する（以上四月一日）
野口　正樹

地方更生保護委員会委員（中部地方更生保護委員会委員）に任命する（四月二日）
塩島かおり　西川　聡

地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）（四月三日）

○定年退官

仙台区検察庁副検事松本剛は、検察庁法第二十二条第一項の規定により四月三日限り定年退官

最高裁判所

京都家庭裁判所判事・京都簡易裁判所判事　黒田　豊

大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　大島　雅弘

京都家庭裁判所判事に補する
京都家庭裁判所長を命ずる
京都簡易裁判所判事に補する
徳島地方裁判所判事兼徳島家庭裁判所判事・徳島簡易裁判所判事　龍見　昇

大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　野口　卓志

徳島地方裁判所判事に補する
徳島地方裁判所長を命ずる
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島家庭裁判所長を命ずる
徳島簡易裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　野口　卓志

徳島地方裁判所判事に補する
徳島地方裁判所長を命ずる
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島家庭裁判所長を命ずる
徳島簡易裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　御旦真理子

大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　御旦真理子

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　田郷岡正哲

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・熊谷簡易裁判所判事　岡井麻奈美

東京地方裁判所判事に補する（各通）
横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・小田原簡易裁判所判事　柏木　悠香

静岡家庭裁判所判事補兼静岡地方裁判所判事補・静岡簡易裁判所判事　成岡　勇哉

山形地方裁判所判事補兼山形家庭裁判所判事補・山形簡易裁判所判事　加賀谷友行

釧路家庭裁判所判事補兼釧路地方裁判所判事補・北見簡易裁判所判事　安曇　大智

東京地方裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
最高裁判所事務総局経理局営繕課長　伊藤　肇

名古屋家庭裁判所事務局長　三谷　明史

鳥取地方裁判所事務局長兼鳥取家庭裁判所事務局長　田渕　修一

釧路地方裁判所事務局長兼釧路家庭裁判所事務局長　田上　弘樹

高松高等裁判所民事首席書記官　安岡　正明

辞職（各通）（以上三月三十一日）

官庁報告

官庁事項

人事院公示第22号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則10―17（カスタマー・ハラスメントの防止等）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和８年４月15日

人事院総裁　川本　裕子

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則10―17（カスタマー・ハラスメントの防止等）（以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている指針について定めること。

二　規則第８条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

三　規則第９条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている指針について定めること。

３　委任の効力の発生する日

令和８年10月１日

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第８条第６項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年９月８日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「令和元年12月20日に閣議決定された第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策５原則」」を「令和７年12月23日に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」」に改める。

第１章１中「期待される。」の次に次のように加える。

特に今後は、「都市の利便性」と「地方の豊かさ」両面のポテンシャルを持つ「まちなか」を魅力あふれるものとすることが地方創生の重要課題であるとする「地方創生」の観点、歴史・文化等を有し、一定の官民ストックが集積して効率的な再投資が可能となる「まちなか」の再生を最優先に考えることを重要視し、地域全体の発展を牽引する役割が期待される「地域経済の持続的発展」の観点、地域住民等が愛着を持ち人々の「居場所」として包摂性や多様性を有する「まちなか」をつくり上げる先に、地方都市のあるべき姿が実現するという「包摂性・多様性」の観点を重視したまちづくりを進めていくことが重要である。

第１章１中「歩いて暮らせる」を「居心地が良く歩きたくなる」に改める。

第２章１中「人の交流の活性化やSociety5.0の実現に向けた未来技術等の活用といった社会経済情勢の変化と進展等に対応した取組、まちのストックや地域資源・チャンスを活かす取組及び民間との連携や人材の確保・育成を強化する取組」を「目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた取組、リノベーション等まちのストックを活かす取組、起業・創業によるチャレンジの場とイノベーション創出環境を形成する取組、多様な人を包摂する生活・暮らしの場として充実させる取組や地域経済の好循環・相乗効果を生み出すことでまちの付加価値を高める取組」に改める。

第２章１中「運用を行う。」の次に次のように加える。

くわえて、各地域の多様なステークホルダー間の交流・連携及び情報の発信・共有の場として立ち上げた「中心市街地活性化プラットフォーム」において、中心市街地の活性化への機運醸成及び好事例の横展開を強力に推進し、ステークホルダーのネットワーク形成や相互の研鑽・交流促進を行う。

第２章４(2)中「添付するものとする。」の次に次のように加える。

法第９条第３項第１号で定める中心市街地の活性化に関する基本的な方針を定める場合は、目指すべき地域の個性をいかした都市像を踏まえた方針とするものとする。

第８章２(3)②中「法第７条第11項」を「法第７条第10項」に改める。

第８章２(4)②ｂ）中「法第７条第11項第４号イ」を「法第７条第10項第４号イ」に改める。

第９章１(2)中「都市再生特別措置法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を「都市再生特別措置法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）」に改める。

第10章１中「歩いて暮らせる」を「居心地が良く歩きたくなる」に改める。

第10章３中「必要である。」の次に次のように加える。

その際、オフィス、研究施設などの業務機能をはじめとした様々な機能を集積させることにより「稼ぐ力」、「イノベーション」、「地域の活力・にぎわい」等を創出することや、まちの顔にふさわしい民間都市開発プロジェクトの促進、歴史まちづくりなど地域資源の保全・活用、公共空間等の更なる利活用による居心地が良く歩きたくなる空間の形成、多様な主体の参画によるエリアマネジメントなどを図り、地域の核となるまちを育てていく取組を推進することが望ましい。

第12章２中「地域公共交通網形成計画」を「地域交通法に基づく地域公共交通計画」に改める。